

## 小牧市中小企業人材育成研修費補助金制度のご案内

この制度は、従業員又は経営者が業務に必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な各種研修制度を利用した市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助する制度です。市内の中小企業の人材育成を図り、本市産業の振興に寄与することを目的としています。

### 1. 補助対象者

下記（１）～（４）の全てを満たす方が対象です。

#### （１）中小企業者

中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

（参考）中小企業基本法による中小企業の定義

業種	資本金・従業員数
卸売業	１億円以下又は１００人以下
小売業	５千万円以下又は５０人以下
サービス業	５千万円以下又は１００人以下
その他（製造業・建設業等）	３億円以下又は３００人以下

※資本金の額又は従業員数（常時雇用する）のいずれかが該当すれば中小企業とみなされます。

- （２）市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- （３）市税の滞納のない方
- （４）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

### 2. 補助対象事業

- （１）中小企業大学校の実施する研修
- （２）中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター中部）が開講する能力開発セミナー
- （３）小牧商工会議所が実施する研修等

### 3. 補助対象経費

補助対象経費は、上記補助対象事業の受講料とします。

#### 4. 補助金額

##### 補助対象経費×1/2

- ※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てとします。
- ※ 補助金の交付は、1回の補助対象事業につき受講者1人あたり10万円を限度とします。
- ※ 申請回数に制限はありません。同一の方が何度でも申請可能です。

#### 5. 申請方法

**補助対象事業の受講料を納めた後、小牧市中小企業人材育成研修費補助金交付申請書（様式第1）**に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。書類は市役所ホームページからダウンロードしていただくか、窓口でお渡しします。

※最終申請日は研修等を受講した年度の3月31日とします。

※同一年度分であればまとめて申請することも可能です。

##### <添付書類>

- ・ 登記事項証明書（個人の場合は確定申告書の写し）  
※開業から1年未満で確定申告を行っていない場合は開業届の写し等、事業を行っていることがわかるもの
- ・ 補助対象事業に係る申込書等の写し
- ・ 補助対象事業に係る受講料の支払を証明する書類
- ・ 補助対象事業に係る修了証書の写し
- ・ 市税に未納のない証明書  
※申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- ・ 小牧市中小企業人材育成研修費補助金交付請求書

##### <問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

電話：0568(76)1112

FAX：0568(75)8283